

特定健康診査受診の流れ

- ① 対象者に健保組合で発行・郵送する「特定健康診査受診券セット券」の内容確認、現住所のご記入
- ② 健診機関を選択し受診予約（以下リンク先よりご確認ください）
- ③ 「健康保険被保険者証（保険証）」と「特定健康診査受診券セット券」を持参し健診受診
- ④ 当日保健指導対象者で、指導を実施できる医療機関の場合は、初回面談実施
- ⑤ 後日、健診機関より結果通知の送付

受診できる健診機関

健康保険組合連合会が契約する健診機関及び都道府県の代表者（医療保険者）と県内の医師会等との契約における実施施設（両者の合計は全国で4万件を超える健診機関数となります。）で受診が可能です。以下の健康保険組合連合会のWEBページ内「特定健診実施機関リスト」にてご確認ください。

[特定健診実施機関リスト検索はこちらから](#)

【パスワード入力画面での入力方法】

- ① 健康保険組合名：「**J.フロント**」（全角）と入力してください。

保険者番号：「健康保険被保険者証（保険証）」及び「特定健康診査受診券」に記載されています。ご確認のうえ入力してください。

- ② 「集合契約」実施機関検索コーナーにてご希望の住所、実施項目を選択
- ③ 実施項目：特定健康診査に☑、

保健指導対象者となった場合、特定保健指導を希望する方は

各保健指導の項目に☑を入れて下さい。（健診当日初回面接は無料で受けて頂けます）

注意事項

- ・ 受診に伴う交通費は自己負担です。
- ・ 当健保組合を脱退されると同時に、当健保組合による保険診療と特定健康診査の受診はできなくなります。脱退時は「健康保険被保険者証」と一緒に「特定健康診査受診券」を健保組合までご返却下さい。
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、皆様が受診された特定健康診査の受診データを当健保組合から社会保険診療報酬支払基金へ提出しますので、ご了承ください。